

# 山梨県公報

第七百九十一号

平成十九年

九月六日

木曜日

## 目次

### 告示

平成十九年度地籍調査事業計画の決定	六四五
家畜伝染病の発生	六四五
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	六四五
県営土地改良事業の完了(二件)	六四六
道路の区域変更(二件)	六四六
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六四六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	六四七
国土調査の成果の認証	六四七
公共測量の実施	六四七

## 告示

### 山梨県告示第三百二十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十九年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月六日

山梨県知事

横内正明

一 調査を行う者の名称

上野原市

二 調査地域

上野原市秋山

三 調査期間

平成十九年九月六日から平成二十年三月三十一日まで

### 山梨県告示第三百二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年九月六日

山梨県知事

横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二	山梨市落合	平成十九年八月二十三日

### 山梨県告示第三百二十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十九年九月六日

山梨県知事

横内正明

#### 一 指定区域

山梨市万力(字摺沢、字神峯及び字城陣の区域を除く。)、下神内川、上神内川(字水上、字三五王子、字地藏原、字蟹原、字一丁田、字栗塚、字古宮、字神田、字分木及び字下河原の区域に限る。)、大野、矢坪(字村上二、字山道下、字村上)、字赤坂、字天神、字大沢一、字大沢一及び字古宿の区域に限る。)、落合(字甚甫、字摺沢、字大清水、字芦ヶ窪、字勝負沢、字三保屋、字小屋ノ平及び字平保の区域を除く。)、山根(字勤七、字大泥及び字嵐の区域を除く。)、南(字瀧ノ平、字日影平、字長窪及び字大平の区域に限る。)、江曾原(字長築地道下、字堤、字道間、字中を称及び字唐沢の区域に限る。)、上岩下(字風表、字上蟹田、字深田、字小武家、字下解田、字山田、字湯ノ上、字湯端、字王神前、字竹ノ花、字中瀬、字天神山、字牧洞山畑、字次丁、字中川田、字梅沢及び字大平の区域に限る。)、及び正徳寺(字下り川、字大久保、字勤助、字摺沢、字へボ、字大泥及び字棚山の区域を除く。)、並びに笛吹市春日居町下岩下、徳条、別田、桑戸及び加茂の区域

#### 二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

#### 三 指定の概要

指定期間 平成十九年八月二十三日から当分の間  
 その他必要な事項  
 四 その他家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

**山梨県告示第三百二十五号**

県営土地改良事業（下部地区中山間地域総合整備）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。  
 平成十九年九月六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第三百二十六号**

県営土地改良事業（中富地区中山間地域総合整備）の工事は、平成十二年三月三十一日をもって完了した。  
 平成十九年九月六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県告示第三百二十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十九年九月六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨市停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市大字下石森字雲林五九九番の二地先から 山梨市大字歌田字金桜三七六番の一地主まで	五・九〇 五・九〇	五・九〇 五・九〇	五・九〇 五・九〇	五二五・〇 五二五・〇

一〇・五〇	五二八・〇
五四・〇	

**山梨県告示第三百二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十九年九月六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡増穂町大字春米字北山二七二三番の二地主から 南巨摩郡増穂町大字春米字南田一四九〇番の二地主まで	五・〇〇 九・二	七・〇〇 二〇・四	五・〇〇 九・二	一八二・五 一八二・五

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年九月六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年八月十六日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 山梨市観光振興会
  - 2 代表者の氏名 日原元之
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨市三富川浦千四百四十九番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、市民・団体に対して、環境保全、各種観光イベントに関する事業を行い、秩父多摩甲斐国立公園の自然環境の保全や山梨市観光行政、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年八月十七日から同年十月十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人さくら振興会
  - 2 代表者の氏名 石原安麿
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市大里町五千二百九十四番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、甲府市を中心とする地域に生活する人々を対象に、地域環境の整備、地域の交流、文化事業並びに行政との協働事業を行い、住民の主體的・自立的まちづくり活動の実際的・精神的拠点として魅力ある景観の創出とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年八月二十四日から同年十月二十三日まで

● 国土調査の成果の認証  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十九年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

二 調査を行った時期  
笛吹市 平成十七年十一月二十八日から平成十八年三月三日まで  
身延町 平成十七年九月一日から平成十八年三月二十四日まで  
中富町 平成十三年九月二十八日から平成十四年三月十三日まで

三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
笛吹市大字新井原の一部地区  
身延町大字上之平の一部地区  
中富町大字西嶋の一部地区

五 認証年月日  
平成十九年八月十七日

● 公共測量の実施  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十九年八月二十九日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。  
平成十九年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業期間 平成十九年十月一日から平成二十年三月二十一日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番